

## 組合 Q & A

### 選挙と選任の違いは？

会社法では「役員は株主総会の決議によって選任する」、組合関係法には「役員は総会において選挙する」とある。選挙と選任の違いは何か

株主総会では、一般に役員を選挙によらず(※)候補者原案を多数決で議決します。あらかじめ役員会などで新役員のリストを作成し、総会でその原案が可決されれば役員を選任は終わります。

しかし、中協法は基本的に「選挙」することになっています。選挙の方法は、無記名投票です。

無記名投票によって選挙を行えば、少数派からも役員を選ぶことができます。株式会社のように過半数の議決で選任するのでは、多数派が全役員を占めることが可能になります。それを防ぎ、より民主的に役員を選ぶために、組合では選挙を原則としています。いずれにしても「選挙」は無記名投票、「選任」は多数決ということ。

組合の選挙制度は、候補者を立

てず誰に投票してもよい自由投票制と、立候補者を募る立候補制の二つに分けられますが、自由投票制では「指名推選制」との選択規定が認められています。

「指名推選制」は、議場の全員の同意を得て行われるものです。少数派からの役員の選出に配慮しつつ、簡便かつ民主的に役員を選べる制度です。定款には自由投票制の規定の場合だけ指名推選制の併用が認められていて、いずれかを議場で選択することになります。

自由投票制にしても立候補制にしてもオープンな選挙方法で、少数派からも役員を送り込めるよい方法ですが、次のような欠点があります。①手数がかる、②各自の得票数が明らかになるので心理的に重い、③組合員数が多くなるに誰に投票してよいかわからない。これらの欠点を補うために指名推選制が設けられています。一人でも反対者がいると自由投票をしなければならぬので、終わるまで不安です。

そこで「選任制」が昭和五五年の法改正により実現しました。選挙は煩わしい、指名推選制は一人の反対者でできない、この両制度

の欠点を補う制度として誕生しました。組合員数の多い組合のための指名推選制に代わる制度と考えられています。

事前に推選会議で審議した役員候補を理事会にはかつたうえで総会にかけ、多数決で議決するので。株式会社「選任」ほど簡単ではありませんが、総会当日の議場では、スムーズに役員の選出が進む制度です。

(※)会社法第三四二条には累積投票が規定されているがこの規定でも、議決権行使という言い方をしている「選挙」という言葉は使っていない。

### ポイント

★ 組合は「選挙」、株式会社は「選任」

★ 「選挙」の基本は無記名投票

★ 「選任」は候補者原案を多数決で議決

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第3問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財務状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

【第4問】組合への加入は、原子加入と持分承継加入の2つに分けられ、持分承継加入は相続加入と持分譲受加入の2つに分かれる。

《解答》【第1問】×(新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の決議でよいとされている。したがって、総会の承認は必要ない。※協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。)【第2問】×(新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合には「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいつばいで、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。)【第3問】×(組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状態により増減することはできない。)【第4問】○